

「さきたま史跡の博物館(さきたま体験工房)」のネーミングライツ事業 募集要項

埼玉県(以下「県」という。)では、「さきたま史跡の博物館(さきたま体験工房)」について、ネーミングライツの命名権者を次のとおり募集します。

1 ネーミングライツ対象施設について

(1) 施設名

さきたま史跡の博物館(さきたま体験工房)

(2) 所在地

行田市埼玉4834

(3) 施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

2 募集の概要

(1) 応募資格

ア 応募資格は別紙2「応募資格」のとおりです。

イ グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア) グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること

(イ) グループを代表する法人又は団体を定めること

(ウ) 単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

(エ) 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ 応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式2)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県はお支払いしません。

(2) 応募条件

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間	応募可能な 契約期間*2	愛称使用開始時期 (予定)
50万円以上	5年以上	令和8年1月1日から 令和13年3月31日まで	令和8年1月

*1 命名権料は、本県が定める契約希望額以上とします。なお、応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

*2 応募可能な契約期間内であれば、県が希望する契約期間よりも短期間での応募も可能ですが、応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、県

が希望する契約期間よりも長期間での応募はできませんが、期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。ただし、契約の更新を保証するものではありません。

また、契約期間の満了日は、応募者が希望する契約期間にかかわらず、契約最終年の年度末日までとなります。

3 愛称について

(1) 命名に関する条件

ア 法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うことはできません。

イ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。

ウ 愛称が定着するまでの間、愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。

エ 愛称の一部に「体験工房」を用いてください。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性のあるもの

オ 宗教性のあるもの

カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

キ 特定の文化財や美術作品を連想させるもの

ク その他県有資産の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の範囲

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク等も使用することができます。

4 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

(1) 施設の愛称表示

ア 施設の愛称が表示可能な箇所は、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ等)とします。具体的には、別紙1「対象施設の概要」の「愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)」欄のとおりです。

イ 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者が実施することとし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県及び関係機関と協議の上決定することとします。なお、屋外広告物を設置する際には事前に、施設が所在する行田市の担当窓口(行田市建設部管理課)に相談願います。

ウ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。

エ 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

(2) 愛称表示以外の命名権者に付与するメリット

公式 SNS(X)の投稿へのタグ付けや公式ホームページでの広報を行います。

(3) メリット付与の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

(4) 愛称普及に向けた県の取組について

ア 命名権者決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ 県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

5 愛称の表示に伴い生じる費用の負担等について

(1) 命名権者が負担

ア 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者がその費用を負担して実施することとします。

イ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、命名権者が必要な手続を行い、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が負担することとします。

(ア) 屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ) 道路標識等の案内表示における名称変更

(ウ) 行政財産の使用許可を受けなければならないもの(施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するとき)

(2) 埼玉県が負担

県ホームページ、県広報紙、県が発行する印刷物の表示費用は県が負担します。

ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示

変更費用は、命名権者の負担となります。

(3) その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

6 命名権料の活用使途

館内の活動や体験設備に活用します。

7 応募手続

(1) 命名権者の募集期間

令和7年9月25日(木)から令和7年10月24日(金)まで

(2) 申し込み方法等

「埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。

ア 提出書類

① 埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)

② 委任状(様式2)

※ 代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付してください。

③ 命名権者として県と契約締結を希望する法人等の概要(様式3)

④ 誓約書(様式4)

⑤ 地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式5)

⑥ 役員名簿(様式6)

⑦ 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑧ 会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

⑨ 直近3か年の決算報告書

⑩ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑪ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。

※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納

税証明書を提出してください。

イ 提出・連絡先

〒361-0025 行田市埼玉4834

さきたま史跡の博物館 総務・公園管理担当

TEL:048-559-1111

電子メール:k591111@pref.saitama.lg.jp

※ 持参の場合の受付時間 8:30～12:00及び 13:00～17:15(土日祝日を除く)

※ 郵送の場合は、封筒に「ネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載してください。

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和7年9月25日(木)から10月10日(金)午後5時まで

(イ) 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(様式7)に記入の上、電子メールで提出してください。

電子メール宛先:k591111@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 回答方法

質問及び回答は、館ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません。)

https://sakitama-muse.spec.ed.jp/naming_rights_sakitamataikenkoubou

8 選定方法

- (1) 選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。
- (2) 選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。
- (3) 優先交渉順位の決定後、県は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。
交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県と命名権者間で締結します。
- (4) 決定した命名権者については、埼玉県のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、埼玉県情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

9 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

10 施設見学について

施設の見学を希望する場合は、7(2)イの提出・連絡先まで連絡してください。